

屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画〔利用関係〕作業部会
(スケジュール案)

時期	内容
8 月 25 日	有識者ヒアリングの実施 (現状課題・調査方法に関する意見収集)
10 月 30 日	第 1 回作業部会 (具体的な調査内容・実施体制案の検討、課題抽出)
12 月 11 日	第 2 回作業部会 (第 1 回の続き)
2 月 6 日 (本日)	R7 年度第 2 回科学委員会 (検討結果の中間報告、意見の聴取)
R 8 年度	
5 ～ 6 月	第 3 回作業部会 (具体的なモニタリング調査内容・実施体制の最終確認)
7 月頃	R8 年度第 1 回科学委員会 (検討結果の最終報告、意見の聴取)
モニタリングの実施	

- ・令和 7 ～ 8 年度の 2 か年で検討し終了次第、適宜モニタリングを実施する
(遅くとも R9 年度からは開始したい)
※既存のモニタリングについては、新たな調査内容・実施体制案が確定していない間も、
従来の内容・体制によりモニタリングを継続する。
- ・第 3 回作業部会終了後においても、調査項目の一部が未確定の場合には、必要に応じて
作業部会を継続し、検討を進める。
- ・モニタリング計画の確定後もモニタリングが軌道に乗るまでは、継続的に作業部会を行
うことを想定。またモニタリング実施に検討が生じた場合や、モニタリング計画の評価
時 (開始から 5 年後を想定) には作業部会を再開して、議論を行うことを想定。